

仮訳

食品・医薬品委員会事務局告示

件名 特定の食品添加物におけるエチレングリコール(Ethylene glycol)および
ジエチレングリコール(Diethylene glycol)混入量の品質または規格の設定

世界保健機関(WHO)が、咳止めシロップ製品からエチレングリコール(Ethylene glycol)およびジエチレングリコール(Diethylene glycol)の成分を検出したことを報告している。上記の製品には成分としてソルビトール(Sorbitol)が含まれるが、これにエチレングリコールが安全基準値以上に混入されている。学術情報を検討した結果、特定品目の食品添加物における製造工程でエチレングリコールおよびジエチレングリコールが混入される可能性があることが判明した。よって、消費者の安全保護のために、1979 年食品法の第 5 条、並びに第 6 条の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)および(10)の権限に基づき公布した 2004 年 8 月 18 日付の保健省告示(第 281 号)2004 年、件名「食品添加物」の第 4 条の 2 の権限に基づき、食品・医薬品委員会事務局が、2025 年 3 月 26 日の第 7-1/2568 回会議における食品委員会の意見を受けて、以下の通り告示する。

第 1 条 食品添加物は、Codex Advisory Specification for the Identity and Purity of Food Additives で定められた品質又は基準を満たすものとし、さらに本食品・医薬品委員会事務局告示も順守すること。そのために、混入リスクがある 12 品目の食品添加物の品質または規格の規定に、以下の通りエチレングリコール(Ethylene glycol)およびジエチレングリコール(Diethylene glycol)の混入量規定を追加する。

食品添加物	混入量(%)	
	エチレングリコール (Ethylene glycol)	ジエチレングリコール (Diethylene glycol)
1. ソルビトール(Solbitol, INS 420(i))	0.10 以下	0.10 以下
2. ソルビトールシロップ(Sorbitol syrup, INS 420(ii))	0.10 以下	0.10 以下
3. グリセロール(Glycerol, INS 422)	0.10 以下	0.10 以下
4. プロピレングリコール(Propylene Glycol, INS 1520)	0.10 以下	0.10 以下
5. マルチトール(Maltitol, INS 965(i))	0.10 以下	0.10 以下
6. マルチトールシロップ(Maltitol syrup, INS 965(ii))	0.10 以下	0.10 以下
7. ポリグリシトールシロップ(Polyglycitol Syrup, INS 964)	0.10 以下	0.10 以下

食品添加物	混入量(%)	
	エチレングリコール (Ethylene glycol)	ジエチレングリコール (Diethylene glycol)
ポリソルベートグループ(Polysorbates)		
8. ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノラウレート (Polyoxyethylene (20) Sorbitan Monolaurate, INS 432)	0.25 以下(単一種又は混合体)	
9. ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノオレエート (Polyoxyethylene (20) Sorbitan Monooleate, INS 433)	0.25 以下(単一種又は混合体)	
10. ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノパルミテート (Polyoxyethylene (20) Sorbitan Monopalmitate, INS 434)	0.25 以下(単一種又は混合体)	
11. ポリオキシエチレン(20) ソルビタンモノステアレート (Polyoxyethylene (20) Sorbitan Monostearate, INS 435)	0.25 以下(単一種又は混合体)	
12. ポリオキシエチレン(20) ソルビタントリステアレート (Polyoxyethylene (20) Sorbitan Tristearate, INS 436)	0.25 以下(単一種又は混合体)	

第 2 条 本告示を官報掲載日から 90 日が経過した時に施行する。

2025 年 5 月 30 日告示
スラチョーク・ターンウィワット
食品・医薬品委員会事務局長

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 7 月 1 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=778443927639433216&name=announ-fda-etylene-diethylene.pdf>